平成２８年（フ）第１０５号
静岡県沼津市西島町18番68―１号
債務者　石井　信儀
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　孝士
4　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５７５号
神奈川県鎌倉市植木538番地３
債務者　平澤あゆみ
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上平加奈子
4　破産債権の届出期間　平成28年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月５日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４３号
栃木県佐野市吉水町720番地４　ユーミーピアズ404、前住所群馬県前橋市敷島町241番地15
債務者　萩原　　尚
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　隆夫
4　破産債権の届出期間　平成28年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１７号
千葉県我孫子市つくし野７丁目１番５―201号　コーポラス我孫子
債務者　田村あずさ
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　晋
4　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９２号
千葉県柏市旭町４丁目９番11号　キャメル柏１―202号
債務者　白鳥　徳道
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神保　正宏
4　破産債権の届出期間　平成28年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３２６号
東京都八王子市南陽台３丁目17番４号
債務者　大坪　則雄
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末次　弘明
4　破産債権の届出期間　平成28年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７号
山形県東根市神町東２丁目６番60号
債務者　相澤　　勇
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐幸弘
4　破産債権の届出期間　平成28年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６号
兵庫県西脇市比延町267番地
債務者　森脇　八郎
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　破産債権の届出期間　平成28年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第５９号
鳥取県東伯郡琴浦町大字出上236番地１
債務者　丸岡　伸洋
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　邦剛
4　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月１日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第６号
鳥取県倉吉市関金町関金宿867番地20
債務者　金田　憲昭
1　決定年月日時　平成28年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　利明
4　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月24日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第７１号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の１　17棟304号
債務者　豊伸産業こと　嶋田　　豊
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　破産債権の届出期間　平成28年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５０４号
北九州市戸畑区沖台２丁目12番22―101号、前住所北九州市八幡東区高見３丁目６番20―104号
債務者　井原　幸生
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９６号
北九州市若松区白山２丁目10番23―603号
債務者　成田慎太郎
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸幸一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０１号
和歌山県伊都郡九度山町大字河根733番地１
債務者　米田　雄大
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係